

○浦添市一般廃棄物に関する業務等における通話録音装置等の設置及び運用に関する規程

令和6年3月4日

告示第24号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民部環境保全課に関する業務において、業務の公正かつ適正な執行の確保と住民サービスの向上を目的として設置する通話録音装置及び録音データの運用業務（以下「通話録音業務」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音 電話対応を行った通話内容を録音することをいう。
- (2) 録音データ 通話録音をした音声データをいう。
- (3) 通話録音装置 電話の通話内容を録音する装置をいう。
- (4) 通話録音記録の運用 音声データの保管、再生、複製、提供及び消去をいう。
- (5) 電磁的記録媒体 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で記録した媒体をいう。

(管理責任者の設置等)

第3条 通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、市民部環境保全課に通話録音装置等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、当該課の長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、通話録音業務を統括し、通話録音業務が適正に行われるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 管理責任者は、管理上操作することが必要と認める者（以下「操作担当者」という。）以外の者に、通話録音装置の操作をさせてはならない。

(通話録音実施の公表)

第4条 管理責任者は、通話録音を実施する場合は、その目的及び録音する旨を、市のホームページ等により公表しなければならない。

(個人情報保護)

第5条 管理責任者及び操作担当者は、浦添市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第20号。以下「条例」という。）を遵守し、通話録音業務に関し適切な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者及び操作担当者は、録音データ等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 操作担当者は、録音データ等の漏えい、滅失又は毀損を認知したときは、直ちに管理責任者に報告しなければならない。
- 4 管理責任者及び操作担当者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(録音データの適正管理)

第6条 録音データは、2月ごとに管理するものとし、通話録音をした月の録音データは、その翌々月の末日まで保管するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理責任者は、特に必要があると認める場合は、録音データの保管を延長することができる。
- 3 録音データは、通話時の状態で、施錠することができる保管庫等に保管するものとし、編集及び加工をしてはならない。
- 4 管理責任者は、録音データがその保管する期間を経過した場合は、当該録音データを確実かつ速やかに消去しなければならない。
- 5 録音データは、複製してはならない。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合及びその他通話録音装置等の設置の目的を達成するため特に必要と管理責任者が認めた場合は、この限りでない。
- 6 前項ただし書の規定により複製した場合は、当該複製データを施錠することができる保管庫等に保管しなければならない。
- 7 第5項ただし書の規定により複製したデータを持ち出す場合には、運搬や使用に際して適切な管理を行う。
- 8 第5項ただし書の規定により複製したデータについては、その目的が達成された場合又はその他保有する必要がなくなった場合は、速やかに破棄しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第7条 録音データは、第1条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、前条第5項の規定より管理責任者が複製を認めた場合は、この限りでない。

(開示請求等)

第8条 自己の情報に係る録音データの開示請求等をしようとする者は、条例の規定に基づく所定の手続を行わなければならない。

(苦情等への対応)

第9条 管理責任者は、通話録音業務に関する苦情等があった場合は、適切に対応するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、通話録音業務に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。